

南紀白浜空港を小型飛行機等でご利用の皆様へ

南紀白浜空港をご利用いただきありがとうございます。

当空港では、小型飛行機等で利用される皆様の利便性、空港サービスの向上をめざし、野外駐機スポット継続使用について、試行的に運用を行っております。

さて、今回、野外駐機スポット継続使用枠（平成23年4月1日～平成23年9月30日までの6か月間の受入のもの）について、募集を行いますので、利用をご希望の方は別添の公募要項などを熟読のうえ、お申し込みください。

なお、今回の募集につきましては、定期便の定時性確保や使用機会の公平性などから限定したスポット数及び実施期間で公募（応募者多数の場合は抽選）により運用いたします。あらかじめご了承ください。

※野外駐機スポット継続使用枠とは・・・

6か月間、連続して優先的に駐機スポットを使用していただけるものです。ただし、使用される方が6か月の間で、ある一定の期間を使用しない旨を届け出ていただくことも可能です。このように、この野外駐機スポット継続使用枠の使用については、使用者が駐機スポットを独占的占有又は排他的使用する権利をもつものではなく、使用される方が明らかに使用しないことを表明した期間は、空港ではその場所を第三者に使用していただき、効率的な駐機場の運用を図ります。なお、着陸・停留の料金は、実績に応じて算定し、納付いただくこととなります。

問い合わせ先

南紀白浜空港管理事務所

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町2926

電話 0739-42-2348

9時から17時45分まで

※ ホームページにも掲載しています。

アドレス <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080500/shirap/index.html>

南紀白浜空港野外駐機スポット特定期間継続使用枠公募要項 (平成23年4月1日～平成23年9月30日までの6か月間の受入のもの)

南紀白浜空港において、野外駐機スポット特定期間継続使用枠の使用希望者を公募します。希望される方は、この公募要項及び別紙の使用規約を熟読のうえ、次によりお申込みください。

- 1 野外駐機スポット特定期間継続使用枠の場所及び使用を受け入れる期間
 - (1) 場所 南紀白浜空港 NORTHエプロン
 - (2) 期間 平成23年4月1日から平成23年9月30日まで

- 2 申込受付等
 - (1) 受付期間 平成23年2月28日(月)～平成23年3月15日(火)
 - (2) 受付及び問合せ先 南紀白浜空港管理事務所
〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町2926
電話 0739-42-2348
9時から17時45分まで

- 3 公募の内容
 - (1) 公募航空機種 … 小型飛行機(回転翼機を含む)
最大全幅12m×全長10mまで
※回転翼機の場合は、タキシングによる駐機スポットの出入りは認めませんので、ご注意ください。
 - (2) 係留方法 … 野外係留
 - (3) 募集枠及び機数 … 2スポット・2機

- 4 申込方法及び申込みにあたっての諸注意
 - (1) 申込みは、次項第5の「申込みに必要な書類」を持参又は郵送により、南紀白浜空港管理事務所に提出してください。電話、FAX又はeメールによる提出は無効です。
 - (2) 郵送については簡易書留その他到着が確認できる方法により、3月15日(火)必着とします。
 - (3) 申込みに際し、虚偽の記載をする等その他不正行為があった場合は、その申込みは無効です。
 - (4) 応募は、1所有者1機分1回のみでの申込みとなります。また、共同所有航空機については、代表者1名のみが応募できます。

※ 収集した個人情報については、個人情報保護に関する法令及び条例を順守し、適切な取扱い、管理、維持に努めます。

- 5 申込時に必要な書類は、次のとおりです。

必要書類		摘要
1	南紀白浜空港野外駐機スポット特定期間継続使用枠の公募申込書	・共同所有の場合は、代表所有者の氏名を記入。 ・法人の場合は、法人名、代表者、航空機管理責任者の氏名を記入。
2	共同所有者名簿	・共同所有の場合のみ提出。

- 6 使用者の決定
お申し込みいただいた方には受付番号を記載した書面を送付します。応募者が多数の場合、おって抽選のうえ、決定します(抽選日及び抽選会場は受付番号の通知に記載します)。
また、使用受入が決定された方は、南紀白浜空港管理事務所において所定の手続きを行ってください。なお、特段の理由なく所定の手続きを行わない場合は、決定を取消することがあります。

- 7 空港施設使用の手続き及び着陸料等の納付
南紀白浜空港条例、同規則に基づき所定の空港施設使用の手続き及び南紀白浜空港管理事務所長の指示に従い着陸料等を納付してください。

共同所有者名簿

(ふりがな) 代表所有者氏名	自宅住所・緊急連絡先
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()

(ふりがな) 共同所有者氏名	自宅住所・緊急連絡先
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()

(ふりがな) 共同所有者氏名	自宅住所・緊急連絡先
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()
()	自宅住所 電話番号 ()
	緊急時連絡先 電話番号 ()

南紀白浜空港野外駐機スポット継続使用枠使用規約

【施設の使用及び管理】

- 1 南紀白浜空港野外駐機スポット継続使用枠（以下、単に「施設」という。）の使用に際しては、この規約の他、南紀白浜空港条例、同規則、航空法その他関係法令（以下「条例等」という。）を遵守し適正に使用願います。なお、条例等に違反した場合は南紀白浜空港管理事務所長（以下「所長」という。）において空港管理上又は公益上必要と認めるときは、使用を中止又は航空機の移動等を指示する場合があります。
- 2 この野外駐機スポット継続使用枠の使用の受入は、使用者が駐機スポットを独占的占有又は排他的使用に供する権利を付与したのではないため、使用者が明らかに使用しないことを表明した期間がある場合は、所長はその場所を第三者に使用させることがあります。
- 3 航空機の停留場所は、航空機の大きさ等を勘案して所長が指定しますので、それに従ってください。
- 4 施設への工作物設置等の改造行為及び施設内で大規模な航空機の修理は禁止します。
- 5 施設内において航空機の駐機以外の営業行為及びそれに類する行為は禁止します。

【使用者の航空機の管理等】

- 1 強風対策による空港の管理運営上、航空機の移動が必要な場合があるので、使用者は自らの責任において退避飛行等適切な措置を講じてください。
- 2 使用を受け入れた航空機以外の航空機等の停留は、如何なる理由でも厳禁です。
- 3 施設内での盗難、接触及び災害等による被害、損害については、使用者の自己責任とするので、所長は一切の賠償の責は負いません。
- 4 使用者は、自己以外（県以外の者をいう）との間で紛争等が生じた場合、使用者はその者との間で直接解決するものとし、所長は一切の賠償の責は負いません。
- 5 この野外駐機スポット継続使用枠への停留の受け入れは、一切の権利及び義務を伴うものではなく、かつ第三者に対し、有償・無償を問わず貸与、譲渡又は担保等に供することは出来ません。
- 6 使用受入した航空機の変更は、あらかじめ所長等に協議し必要な手続きをとってください。この場合、航空機の大きさ等の関係で使用受入を継続できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 7 使用受入した航空機の所有者の変更は、それをもって使用を取りやめたものとみなしますので、その場合、改めて公募のうえ、新たな使用者を決めることとなります。ただし、共同所有者の変更については、この限りではありません。
- 8 使用受入期間が終了したときは、直ちに駐機スポットを明け渡してください。
- 9 使用者は、明け渡しに際し、立ち退き料又はその他名目の如何にかかわらず、和歌山県に金銭的請求及び使用の権利を主張することはできません。
- 10 その他、所長が施設管理上不適当と認める行為は、別途禁止することがあります。また、所長は空港の管理運営上必要な指示を行う場合があるので、使用者はその指示に従い適切な措置等を講じてください。

（参考：ホムズアド）

◆ 南紀白浜空港条例

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/ak50109481.html

◆ 南紀白浜空港管理規則

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/ak50109491.html

南紀白浜空港条例

(目的)

第1条 この条例は、南紀白浜空港の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 南紀白浜空港（以下「空港」という。）を和歌山県西牟婁郡白浜町に設置する。

(運用時間)

第3条 空港の運用時間は、8時30分から20時00分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

(施設の使用)

第4条 航空機の離着陸又は停留のための空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ航空機の種類その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 空港の運用時間外に航空機の離着陸のための空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、空港を使用するときは、当該施設が当該航空機の離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

(重量制限)

第5条 前条の規定により空港の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が23トンを超える航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の換算単車輪荷重は、当該航空機の離陸重量又は着陸重量に、それぞれ次の各号に掲げる主脚の型式に応じ、当該各号に定める換算係数を乗じて算出するものとする。

(1) 単車輪型式 0.45

(2) 複車輪型式 0.35

(3) 複々車輪型式 0.22

3 第1項ただし書の規定による許可は、空港の施設が当該航空機の安全な離着陸に耐えることができると認められる場合でなければならない。

(停留等の制限)

第6条 使用者は、知事の定める場所以外の場所で、航空機を停留し、整備し、若しくは点検し、又は旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(入場等の制限)

第7条 知事は、空港の管理上支障があると認めるときは、空港への入場又は入場者の行為を制限することができる。

(立入りの制限)

第8条 着陸帯、誘導路、エプロンその他知事が標示する区域（以下「制限区域」という。）には、次に掲げる者を除き立ち入ってはならない。

- (1) 航空機に乗降する航空機の乗組員及び旅客
- (2) 知事の許可を受けた者

(車両の使用及び取扱いの制限)

第9条 制限区域において車両を運転しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 制限区域において車両を運行の用に供しようとする者は、当該車両ごとに知事の許可を受けなければならない。
- 3 空港において車両の使用又は取扱いをする者は、知事が指定する区域以外の場所において車両の駐車をし、又は車両の修理若しくは清掃をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(給油作業等の制限)

第10条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行ってはならない。

- (1) 給油装置又は排油装置が安全かつ確実な状態に維持されていないとき。
- (2) 航空機の発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。
- (3) 航空機の無線設備又は電気設備その他静電気火花放電をおこすおそれのある物を操作し、又は使用しているとき。
- (4) 航空機及び給油装置又は排油装置が電位零以外の地点に接地しているとき。
- (5) 必要な危険予防措置が講ぜられている場合を除き、旅客が航空機内にいるとき。

(禁止行為)

第11条 空港においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 空港の施設をき損し、又は汚損すること。
- (2) 知事の許可を受けずに爆発物又は危険を伴う可燃性を携帯し、又は運搬すること。
- (3) 知事が定める場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。
- (4) 知事の許可を受けずに裸火を使用し、又は知事が禁止する場所において喫煙すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が空港の機能をそこなうおそれがあると認める

行為をすること。

(土地、建物等の使用)

第12条 空港内に工作物を設置し、又は空港内の土地、建物その他の施設（第4条の規定による施設を除く。以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該工作物を増築し、移転し、若しくは当該工作物の用途を変更し、又は土地等の使用目的を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の規定による許可に必要な条件を付けることができる。

(構内営業)

第13条 空港内で営業しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可に必要な条件を付けることができる。

(報告及び検査)

第14条 知事は、空港の管理上必要があると認めるときは、第12条第1項若しくは第13条第1項の許可を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は職員をして当該施設若しくは当該営業の状況について検査させることができる。

(違反者に対する措置)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、若しくは空港からの退去、原状回復その他必要な措置を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定に違反して空港の施設を使用している者
- (2) 第6条及び第8条から第11条までの規定に違反した者
- (3) 第12条第1項の規定に違反して工作物を設置し、又は土地等を使用している者
- (4) 第13条第1項の規定に違反して営業している者
- (5) 第12条第1項及び第13条第1項の許可に付した条件に違反した者

(着陸料等の納付)

第16条 空港に着陸し、及び停留した者は、別表第1に定める着陸料及び停留料（消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除されるものを除くものについては、同表に定める額に1.05を乗じた額。以下「着陸料等」という。）を規則で定めるところにより納付しなければならない。

(着陸料等の減免)

第17条 知事は、航空機が次の各号のいずれかに該当するときは、着陸料等を減免することができる。

- (1) 航空機のうち公用のために使用されるものが着陸し、又は停留するとき。
- (2) 空港を離陸後一時間以内に、やむを得ない事情のため着陸するとき。